平成２３年（フ）第３０２号
埼玉県熊谷市大原１丁目11番34号
債務者　有限会社ふそう
代表者代表取締役　柴﨑　英雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後２時15分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４１７号
最後の住所札幌市中央区南14条西12丁目２番40―1201号
債務者　亡柴田隆幸相続財産
相続財産管理人　柴田　和子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後１時15分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２号
群馬県高崎市筑縄町６番地２
債務者　株式会社エルプリメロ
代表者代表取締役　江口　幸夫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４９７号
奈良県生駒市小平尾町266番地10
債務者　有限会社拓麻工業
代表者代表取締役　坂本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清家　康男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４１号
横浜市中区長者町３丁目８番地13ルネ関内プラザ707号室
債務者　株式会社新日本旅行協会
代表者代表取締役　中澤　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９７号
金沢市末町12の４番地12
債務者　有限会社稜南建設
代表者代表取締役　南部　信行
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時30分
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
青森県八戸市青葉１丁目13番19号
債務者　有限会社くろさわ
代表者代表取締役　黒澤　逸郎
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
金沢市二宮町11番21号
債務者　有限会社赤帽元菊急便
代表者代表取締役　林　　昭一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿島　啓一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後１時30分
金沢地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４６号
宮崎県日南市大字富土3664番地、前住所埼玉県草加市旭町６丁目４番16号　アバンダンスⅤ―101号
債務者　安部　千里
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年１月23日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市真備町川辺1809―１　プランドール201号室、住民票上の住所岡山県倉敷市西阿知町新田370番地８
債務者　泉　　博久
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９号
岡山県新見市新見1416番地６
債務者　木宮　武志
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　知康
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第４０８号
愛媛県東温市則之内甲854番地
債務者　田原　隆二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５５号
奈良県香芝市上中424番地の10
債務者　米田　誠秀
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前９時55分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
奈良市鶴舞東町１番43―106号
債務者　シャキペシュこと　市川可図也
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５５号
青森市大字大野字山下148番地17
債務者　天内ケイ子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係